小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）自主点検表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自主点検項目 | 点検のポイント | 自己点検結果 | 根 拠 法 令 等 | 参 考 書 類 | 県記載欄 |
| １ 事業の運営について  （1）運営規程 | ・以下の内容が規定された運営規程が策定され、適切に運用されているか。  ①事業の目的及び運営の方針  ②養育者の職種、員数及び職務内容  ③定員  ④養育の内容  ⑤緊急時等における対応方法  ⑥非常災害対策  ⑦委託児童の人権擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項  ⑧養育の評価の実施、養育の質の向上のために図る措置  ⑨その他運営に関する重要事項 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の１７  ・県実施要綱第８ | ・運営規程 |  |
| （2）定員 | ・定員設定は適切か。  ※定員は５又は６人（災害等やむを得ない事情がある場合は、定員を超えて養育できる） | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の１９  ・県実施要綱第４ | ・運営規程、児童名簿  等  ・指導監査事前提出資料（別紙１） |  |
| （3）非常災害対策の状況 | ・非常災害に対する具体的計画が立てられているか。  ・非常災害に対する訓練等を実施しているか。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の２０ | ・計画書、避難訓練・  消火訓練記録簿等  ・指導監査事前提出資料（別紙２） |  |
| （4）苦情解決の状況 | ・児童の権利擁護、虐待の防止等のため、児童又は保護者等からの苦情を受け付けるための窓口や責任者を設置する等、必要な体制が整備されているか。  ・苦情解決にあたっては、当該事業所の養育者以外の者（第三者）を関与させ、公平な解決を図っているか。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の２７  ・県実施要綱第８（６）  ・養育指針第Ⅱ部‐３（４） | ・苦情対応に関するもの  ・指導監査事前提出資料（別紙２） |  |
| （5）関係機関との連携状況 | ・緊急時の対応等も含め、児童の状況に応じた適切な養育ができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、児童委員、警察等の関係機関との連携に努め、適切な支援体制を確保しているか。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の３０  ・県実施要綱第８（３）  ・養育指針第Ⅱ部‐４（１） | ・関係機関との連絡系統図や記録等 |  |
| （6）事業報告及び収支報告 | ・前年度における事業報告及び収支決算の報告を適切に行っているか。 | □はい  □いいえ | ・県実施要綱第１０（４） | ・事業報告書や収支決算報告書  ・指導監査事前提出資料（別紙２） |  |
| （7）外部評価等の状況（努力義務） | ・自ら行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の２８  ・県実施要綱第８（７）  ・養育指針第Ⅱ部‐５（２） | ・評価結果書等 |  |
| ２ 養育者の状況について  （1）事業者としての要件 | ・事業者として、以下のいずれかの要件を満たしているか。  ①養育里親の経験を有する者  ②養育里親であって、児童養護施設等の職員経験者  ③児童養護施設等を設置する法人 | □はい  □いいえ | ・県実施要綱第２ | ・履歴書等（養育者の要件を満たしているか確認できるもの） |  |
| （2）管理者の配置 | ・管理者（主たる養育者）は養育者等及び業務の管理を適切に行っているか。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の１６  ・県実施要綱第８（２） | ・運営規程 |  |
| （3）養育者の配置 | ・養育者の配置は適切か。  ※養育者の配置要件  ・以下①又は②及び③の要件を満たしているか。  　①住居ごとに２人の養育者及び１人以上の補助者（一の家族を構成しているもの）  　②養育にふさわしい家庭的環境が確保されている場合には、１人の養育者及び２人以上の補助者  ③当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者  ※養育者・補助者の要件  ・養育者は、養育里親であって、児童福祉法第３４条の２０第１項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により養育者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者のうち、以下①～④までのいずれかの要件を満たしているか。また、補助者は、児童福祉法第３４条の２０第１項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により補助者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しないか。   1. 養育里親として２年以上同時に２人以上の委託児童の養育の経験を有する者 2. 養育里親として５年以上登録し、かつ、通算して５人以上の委託児童の養育の経験を有する者 3. 児童養護施設等において児童の養育に３年以上従事した者 4. ①～③に準ずる者として、知事が適当と認めた者 | □はい  □いいえ  養育者の配置要件  （　　　）  ※左記①又は②を記入  養育者の要件  （　　　）  ※左記①～④のいずれかを記入  補助者の要件  □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の１４  ・県実施要綱７（１）～（４）  ・施行規則第１条の３１  ・県実施要綱第６（１）  ・県実施要綱第７（４） | ・運営規程  ・指導監査事前提出資料（別紙１）  ・履歴書等（養育者の要件を満たしているか確認できるもの） |  |
| （4）養育者等の勤務状況 | ・養育者等の勤務体制が定められているか。  ・給与台帳が整備されているか。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の１８  ・労働基準法第１０８条  ・労働安全衛生法第４４条 | ・職員名簿、勤務表、出勤簿  ・職員名簿、給与台帳 |  |
| （5）養育者等の研修受講状況 | ・養育者及び補助者に対する研修を受講しているか。  　※対象研修：養育里親研修・専門里親研修 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の１０  ・県実施要綱第７（５） | ・研修記録、復命等  ・指導監査事前提出資料（別紙３） |  |
| ３ 児童の処遇について  （1）自立支援計画 | ・児童相談所長が作成した自立支援計画に従って養育されているか。  ・子どもの変化や状況を児童相談所に伝え、児童相談所と一緒に定期的に自立支援計画の見直しを行っているか。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の２４  ・県実施要綱第８（４）  ・養育指針第Ⅱ部‐２（１） | ・児童名簿、自立支援計画、児童養育記録、入所措置決定通知書等の児童相談所等からの公文書等 |  |
| （2）児童記録の整備状況 | ・委託児童ごとの養育状況の記録を作成しているか。  ・秘密保持に留意されているか。  （退職後も秘密保持について必要な措置を講じているか） | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の２６  ・県実施要綱第８（８）  ・養育指針第Ⅱ部－２（２）  ・施行規則第１条の２５  ・県実施要綱第８（１）  ・養育指針第Ⅱ部－３（３） |  |  |
| （3）児童の養育状況 | ・家庭養護について、理解しているか。  ・里親及びファミリーホーム養育指針に基づいて養育を行っているか。  ・児童の自主性を尊重した養育が行われているか。  ・児童及び保護者の意向・希望等が十分に把握され、尊重されているか。  ・入所時に「子どもの権利ノート」などを活用し、子どもの権利について、改めて説明しているか。 | □はい  □いいえ | ・県実施要綱第６（１）  ・養育指針第Ⅰ部  ・県実施要綱第６（２）  ・県実施要綱第８（１）  ・県実施要綱第６（３）  ・養育指針第Ⅱ部－３（１） |  |  |
| （4）被措置児童等虐待への対応状況 | ・児童福祉法第３３条の１０各号に規定する虐待等を行ってはならない旨徹底されているか。  　※児童福祉法第３３条の１０各号  　　・身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること  ・わいせつな行為をすること又は被措置児童等にさせること  ・被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること  ・被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被虐待児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと  ・委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。  ・懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等をしてはならない旨周知徹底されているか。  ・委託児童の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって差別的な扱いをしていないか。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の１２  ・県実施要綱第８（５）  ・施行規則第１条の１３  ・施行規則第１条の１１  ・養育指針第Ⅲ部‐３（５）～（６） |  |  |
| ４ 教育・衛生管理・食事について  （1）児童の教育機会の提供 | （１）児童の教育機会の提供  ・委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めているか。  （必要な教育の例）  ・委託児童が希望する塾や習い事をさせる。  ・委託児童が希望する学校のクラブ活動や地域の子ども会活動等に参加させる。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の２１  ・養育指針第Ⅱ部-１（１２） | ・養育記録 |  |
| （2）児童の健康管理の状況 | （２）児童の健康管理の状況  ・委託児童の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。  （健康保持のための適切な措置の例）  ・委託児童のそれぞれの状況に応じた必要な診察や健康診断を行う。  ・家庭での怪我などに必要な医薬品を常備する。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の２２  第２項 | ・児童の健康管理に関するもの（医療受診状況等）  ・現場確認  ・指導監査事前提出資料（別紙４） |  |
| （3）食事の状況 | （３）食事の状況  ・委託児童の栄養の改善及び健康の増進を図り、日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養っているか。  （食事についての正しい理解と望ましい習慣の例）  ・児童の健全な発育に必要な栄養量を含有する食事を提供する。  ・児童の身体状態に合わせた調理内容とする。  ・児童の嗜好が考慮された食事を提供する。  ・必要に応じておやつ等を提供する。  ・食事の時間等を適切に設定する。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の２３ | ・献立表等 |  |
| （4）感染症対策の状況 | （４）感染症対策の状況  ・委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生上必要な措置を講じているか。  （※衛生上必要な措置の例）  ・感染症又は食中毒が発生した場合、まん延しないよう必要な措置を講じる。  ・調理場に石鹸、消毒液を設置する。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の２２ | ・現場確認等 |  |
| ５ 会計・経理について  （1）帳簿等の整備状況 | ・事務運営に係る会計に関する帳簿等が整備されているか。  ・養育者等の人件費等の支出と児童の生活に係る費用の支出は、その区分を明確にしているか。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の２６  ・県実施要綱第８（８） | ・通帳、出納簿、帳簿等（委託児童の通帳も含む）、児童措置費、児童手当、補助金等の管理状況がわかるもの（公文書等）、補助金の執行状況のわかるもの等  ・指導監査事前提出資料(別紙５及び８)  ・指導監査事前提出資料（別紙６及び８） |  |
| （2）給付金の管理 | ・児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（児童措置費等）を適切に管理しているか。  ・委託児童に係る金銭をその他の財産と区分しているか。  ・委託児童に係る金銭を給付金の趣旨に従って用いているか。  ・委託児童に係る金銭の収支を明らかにする帳簿を整備しているか。  ・児童の委託が解除されたときは、速やかに児童、法定代理人に通帳、印鑑、出納簿を引き継いでいるか。  ・児童手当について、子どもに対する授与及び民法第８３０条の意思表示を適切に行っているか。  ・給付金（児童手当等）を支出するときは、対象児童の意思や希望を確認しているか。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の２３の２  ・平成２３年１１月２日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室事務連絡「施設入所等子どもに対する授与及び民法第８３０第１項の意思表示について」 |  |
| （3）寄付の状況 | ・寄付金、寄付物品の管理は適切か。 | □はい  □いいえ  □該当しない |  | ・指導監査事前提出資料（別紙７及び８） |  |
| （4）不適切な支出 | ・目的外の支出や不適切な支出はないか。 | □はい  □いいえ |  | ・指導監査事前提出資料（別紙８） |  |
| ６ 住居について  （1）適切な援助及び生活指導に必要な設備の状況 | ・必要な設備を有し、適切な援助及び生活指導ができる形態となっているか。  ・居間、食堂等児童が相互交流できる場所を有しているか。  ・子どもの居室、台所、浴室、洗面所、便所を有しているか。  ・居室は男女別にしているか。  ・設備すべてが児童の適切な養育に資するものとなっているか。  ・保健衛生及び安全について配慮されているか。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の１５  ・県実施要綱第５ | ・居間・食堂・台所・浴室・洗面所・便所・児童居室等の設備、非常災害対策に関するもの（消火器具・火災警報器・非常持ち出し袋の管理等）を現場確認  ・指導監査事前提出資料（別紙９及び10） |  |
| （2）災害に必要な設備の状況 | ・消火器や火災警報器を備え、非常口その他非常災害に必要な設備を設けているか。 | □はい  □いいえ | ・施行規則第１条の２０  ・養育指針第Ⅱ部-１（１１） |  |